

浜松市告示第 4 7 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の
供用を開始する。

その関係図面は、令 和 8 年 8 月 2 4 日から 2 週間浜松市浜名土木整備事務所（浜北）に
おいて一般の縦覧に供する。

令 和 8 年 8 月 2 4 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

路 線 名	区 間	供用開始の期日	摘 要
市道浜北中瀬北 132 号線	浜松市浜名区中瀬字揚見 9541 番 2 から 浜松市浜名区中瀬字揚見 9546 番 2 まで	令 和 8 年 8 月 2 4 日	